

雇用保険関係の届出・申請を行う事業主の皆様へ

**電子申請のご利用をお勧めしています。**

いつでも  
申請可能!!

来所による届出・申請は、**16時までの提出**にご協力ください。

## ★ 電子申請のご利用が、年々増えています！

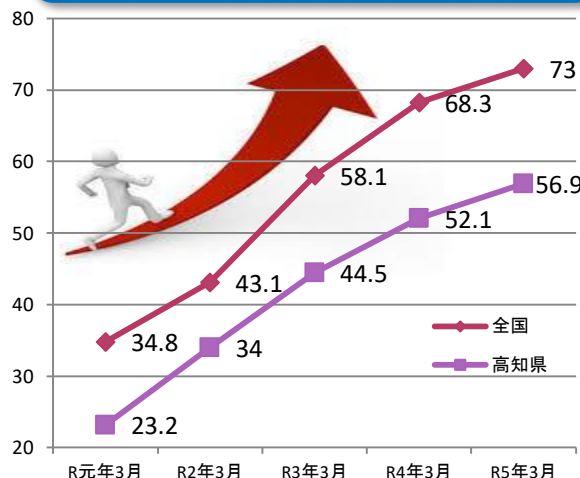
雇用保険適用関係や雇用継続給付の届出・申請に、**電子申請**を利用する事業主の方が増えています。

来所による届出・申請をされている事業主の皆様は、是非、**電子申請**の利用をご検討ください。

**来所による届出・申請は**、確認等に時間がかかることもありますので、可能な限り **16時までに来所（提出）**していただきますようご協力をお願いします。

※16時以降は、電子申請分や預かり・郵送分を集中的に処理するため、通常の窓口業務の体制を縮小することがあります。

資格取得届の電子申請利用率の推移



「電子申請」が便利です、是非ご利用ください。

### ◇ 電子申請なら、いつでも申請可能！

そのうえ、窓口での提出のような待ち時間がありません。

ただし、返戻（確認）には時間をいただくことがあります。特に年度当初の繁忙期には「資格喪失届（離職票あり）」を優先して返戻するため、その他の届出等の返戻には時間がかかることがあります。

### ◇ 個人情報の持ち運びが不要！

個人情報保護の観点から安全性が高まります。

### ◇ 時間とコストをかけずに申請が可能です！

ハローワークに来所いただく手間も、書類を郵送する費用もかかりません。

**雇用保険電子申請アドバイザー** が電子申請の利用方法に関するご質問・ご相談にお答えします。また、事業所を訪問し電子証明書の取得やパソコン環境の設定及びオンライン申請の準備の説明を行います。

ご希望がございましたら、県下最寄りのハローワークにお問い合わせください。

ハローワーク高知（088-878-5330）ハローワーク香美（0887-53-4171）ハローワーク須崎（0889-42-2566）  
ハローワーク四万十（0880-34-1155）ハローワーク安芸（0887-34-2111）ハローワークいの（088-893-1225）

※雇用保険電子申請アドバイザーは、高知労働局長が電子申請の利用を促進するために委嘱した社会保険労務士です。

※電子申請を行うには「電子署名」が必要となりますが、事業主等個人の公的個人認証サービスの電子証明書でも利用が可能です。



## 雇用保険関係手続の電子申請に関する アンケート

現在、政府全体で行政手続コスト（行政手続に要する事業者の作業時間等）を削減するため、電子申請利用推進を図っています。

その一環として、雇用保険適用関係（取得・喪失など）や雇用継続給付の届出・申請に電子申請の利用をお勧めしているところです。

つきましては、以下のアンケートに貴社の現時点での希望状況（お考え）などをご回答（ご記入）いただけたら幸いです。ご協力方よろしく願いいたします。

事業所名	担当者（ ）
電話番号	TEL

下記の質問について該当する箇所に☑を入れてください。

雇用保険関係の届出等が電子申請により手続きできることについて	<input type="checkbox"/> 知っている 利用したことが <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 聞いたことがある <input type="checkbox"/> 知らない
今後、電子申請の利用について	<input type="checkbox"/> 利用したい <input type="checkbox"/> 検討したい <input type="checkbox"/> 利用しない <input type="checkbox"/> わからない
電子申請にかかるセミナー等説明会への参加について	<input type="checkbox"/> 参加したい（説明を聞いてみたい） <input type="checkbox"/> 検討したい <input type="checkbox"/> 現時点では考えていない <input type="checkbox"/> わからない

\* 雇用保険関係の電子申請に関する要望等があれば記載してください。

--------------